

扶養認定に必要な書類一覧

○：必ずご提出ください

△：該当する方は必ずご提出ください

R7.01

必要な書類 被保険者から	扶養理由書	所得を確認するため					生計維持関係の確認のため		その他 必要書類
		所得証明書 または (非)課税証明書	雇用契約書 または 給与明細書(写)	確定申告書 収支報告書 (写)	雇用保険 関係	年金額改定 通知書 (写)	◆注2 送金証明	住民票 (続柄入り)	
配偶者	結婚を理由に扶養に入る方	○	○				△		
	専業主婦(夫)	○	○				△		
	働いている方(給与収入)	○	○	○			△		
	働いている方(自営業)	○	○		○		△		
	退職を理由に扶養に入る方	○	○			○ ◆注1	△		
子	出生								母子手帳(写)
	学生(義務教育修了前)								
	学生(義務教育修了後)	○							学生証(写)
	上記以外	○	○	△		△ ◆注1	△		
その他	無職	○	○				△		
	働いている方(給与収入)	○	○	○			△		
	働いている方(自営業)	○	○		○		△		
	退職を理由に扶養に入る方	○	○			○ ◆注1	△		
	無職	○	○				△	○ ○	
	働いている方(給与収入)	○	○	○			△	○ ○	
	働いている方(自営業)	○	○		○		△	○ ○	
	退職を理由に扶養に入る方	○	○			○ ◆注1	△	○ ○	

日本国内に被扶養者の住民票がない場合は以下の書類の提出も必要です。

海外居住者	① 留学をする学生	査証、学生証、在学証明書入学証明書等の写し
	② 海外赴任の帯同家族	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
	③ 一次的な海外渡航者(就労以外)	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
	④ 海外赴任中の婚姻等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
	⑤ その他(日本国内に生活基礎がある者)	出生や婚姻等を証明する書類等の写し等、詳細は健保組合までご相談ください

◆ 扶養に入られる方の状況により、上記以外にも追加でご提出いただく書類があります。詳細は健保組合までご相談ください。

- ・外国籍の方 : 住民票(原本)、在留カード(写)
- ・養子縁組・内縁関係の方 : 戸籍謄本(原本)または住民票(原本、被保険者との続柄の記載のあるもの)

◆ 提出書類に不足または不備な点および詳細確認が必要な場合は、再度別の書類の提出を求めることがあります。

◆ 注1 雇用保険関係書類は、雇用保険の加入状況や失業保険の受給状況により異なります。下記以外にも追加で書類をお願いする場合があります。

- ・雇用保険未加入の方 : 退職証明書または源泉徴収票(退職日の記載のあるもの)
- ・雇用保険受給申請前、申請中の方、受給権放棄の方 : 離職票Ⅰ・Ⅱまたは雇用保険受給資格者証または雇用保険資格喪失通知書
- ・雇用保険受給制限中・受給中の方 : 雇用保険受給資格者証の全ページ
- ・雇用保険受給期間延長中の方 : 雇用保険受給期間延長証明書等
- ・雇用保険受給終了の方 : 終了印のある雇用保険受給資格者証の全ページ(写)

◆ 注2 送金証明は「金融機関の振込票(控)」をご提出ください。通帳のコピーは不可。

【問い合わせ先】

日産化学健康保険組合

TEL: 03-3296-8347